

令和5年11月7日

物流・自動車局

貨物流通事業課

トラックGメンによる荷主等への監視体制をさらに強化 ～ 「集中監視月間」スタート! ～

- 国土交通省では、「トラックGメン」創設(本年7月)以降、トラック事業者への積極的な情報収集のほか、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」などを全国で実施しています。
- 9月～10月にかけて実施した全トラック事業者を対象にした調査では、長時間の荷待ちや運賃・料金の不当な据置きなどを強いる荷主等の情報が多数寄せられました。
- これらを基に、11月・12月を「集中監視月間」と位置付け、悪質な荷主等に対して、「要請」「勧告・公表」を実施し、監視を強化してまいります。

<集中監視月間における取組>

【悪質な荷主等の監視強化】

- 全トラック事業者を対象にした調査結果(速報)※やこれまで入手した情報を基に、悪質な荷主等に対し、「要請」「勧告・公表」を行い、早急な是正を促してまいります。

※ 参考1「全トラック事業者を対象にした調査結果(速報)」を参照

【関係行政機関との連携強化】

- 厚生労働省の荷主特別対策担当官や中小企業庁の下請Gメン等と連携し、荷主やトラック事業者への合同ヒアリングを実施してまいります。

【情報収集の強化】

- これまでの「要請」事例※を示しつつ、プッシュ型情報収集を実施し、全国のトラック事業者や労働組合、地方適正化事業実施機関からの悪質な荷主等に係る情報収集を強化してまいります。

※ 参考3「要請事例」を参照

(参考)トラックGメンの活動実績(令和5年10月末時点)

貨物自動車運送事業法附則に基づく「働きかけ」を251件(166件)、「要請」を10件(6件)※実施
()内の数字は、トラックGメン発足後(R5.7.21～)の累積実施件数。月当たりの平均実施件数は、発足前の1.8件から57件と大幅に増加。

※ 参考2「働きかけ・要請実施件数(令和5年10月末時点)」及び参考3「要請事例」を参照

【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課

トラック荷主特別対策室 溝江、渋谷、松倉

代表:03-5253-8111(内線 41353、41334)

直通:03-5253-8576

トラックGメンの「集中監視月間(11月・12月)」における取組と最近の活動実績

- 国土交通省では、**11月・12月を「集中監視月間」と**位置づけ、**全トラック事業者を対象にした調査結果**などを基に、関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、「**要請**」「**勧告・公表**」を行い、監視を強化。これにより、ドライバーの労働条件の改善や取引適正化に向けた取組の加速化を図る。

悪質な荷主等への監視強化

全トラック事業者を対象にした調査結果（参考1「全トラック事業者を対象にした調査の概要（速報）」）やこれまで入手した情報を基に、悪質な荷主等に対し、「**要請**」「**勧告・公表**」を行い、早急な是正を促す。

関係行政機関との連携強化

厚生労働省の**荷主特別対策担当官**や中小企業庁の**下請Gメン**等と連携し、荷主やトラック事業者への**合同ヒアリング**を実施。

情報収集の強化

これまでの「**要請**」事例（参考3「要請事例」）を示しつつ、**プッシュ型情報収集**を実施し、全国の**トラック事業者**や**労働組合**、**地方適正化事業実施機関**からの悪質な荷主等に係る**情報収集**を強化。

トラックGメンの活動実績

トラックGメン発足後、貨物自動車運送事業法に基づく措置として、「**働きかけ**」**166件（前月比+46件）**、「**要請**」**16件（前月比+1件）**を実施。（R5.7.21～10.31の実績）（参考2「働きかけ・要請実施件数（令和5年10月末時点）」）、（参考3「要請事例」）

【悪質な荷主等への監視強化】

全トラック事業者を対象にした荷主による違反原因行為の調査



集中監視月間
〈11月～12月〉

調査の結果を踏まえた「**要請**」「**勧告・公表**」の集中実施

【関係行政機関との連携強化】

